

ごあいさつ

## 桜満開! 新年度スタート!

桜も咲き誇り、「春」は新たな旅立ちの季節、新年度もスタートし、皆様も期待に胸が躍りますね。皆様のより一層の飛躍をお祈り申し、私どももより一層の安心のライフプランを重視したアドバイスに努めて参ります。「お金のカフェテリア便」を今年から発行致します。FP(ファイナンシャルプランナー)として、皆さんに少し役立つ情報を掲載して行きたいと思ひます。よろしくお祈り致します。

渡邊 薫

発行元

**渡邊FP事務所** 渡邊 薫

〒537-0022 大阪市東成区中本3-16-11  
杉浦ビル2F

TEL 06-6736-5936

E-mail kaoru-wa@nifty.ne.jp

URL <http://kaoru-fp.com>

blog <http://ameblo.jp/kaoru-fp/>



## ◆相続・終活について

昨年、終活セミナーを開催しました。相続の基本を知り、遺された家族への想い、どのように遺産を引き継いでゆくか、遺された人生のをより良いものするためにも、終活の必要性をお話させて頂きました。

カフェテリア便でも、相続の基本について取り上げて行きたいと思ひます。

昨年に入り改正され話題になった相続税の基礎控除について、改めて述べたいと思ひます。

そもそも相続税とは、所得税、住民税などご自身の稼ぎ出した収入に対して掛かるものと違い、死亡により被相続人から遺産を受け継いだ者に掛かる税金です。その相続税に受け継ぐ遺産に対して控除してくれる基礎控除があります。

### ▶相続税の基礎控除について

基礎控除は相続時の課税評価額の合計からマイナス出来る控除額です。

基礎控除の額は今年に入り改正されました。

### ●相続税の基礎控除の額

2014年まで  $5000万円 + (\text{法定相続人の数} \times 1000万円)$  でしたが

2015年から  $3000万円 + (\text{法定相続人の数} \times 600万円)$  へ

例えば、法定相続人が配偶者と子ども2人の場合

$$3000万円 + (3人 \times 600万円) = 4800万円$$

\* 法定相続人に放棄した者が居ても、放棄が無かったものとして数えます。

\* 法定相続人に養子が居る場合は、

1. 被相続人に実子が居る場合は、養子の内、1人までを法定相続人に含めます。
2. 被相続人に実子が居ない場合は、養子の内、2人までを法定相続人に含めます。

つまり上記のケースで被相続人が土地建物、預貯金、有価証券など4800万円以下の財産で相続になっても相続税は掛からず、申告も必要ありません。(小規模宅地の特例などを受け非課税になる場合は申告が必要です。)



## 「確定拠出年金の活用セミナー」を行いました。

昨年、ある大手企業の労働組合から確定拠出年金の活用セミナーに招かれ、開催しました。

この企業ではH14年7月から制度が導入され運用が始まっています。まだ、1年数カ月と言う事で、取り敢えず元本保証型を中心に運用されている方が多いようです。

資産運用を考える前に知っておかないといけないこと、基本的な投資の知識と言う事でお話しました。

参加者の方も興味深いところで、真剣に聞いて頂きました、有難うございました。

